

## 佐用町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定業務仕様書

### 1 業務名称

佐用町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定業務

### 2 履行期間

契約締結日から令和8年1月13日まで

### 3 業務の目的

- (1) 国は2020年に「2050年カーボンニュートラル」宣言やパリ協定に定める目標などを踏まえ、2021年に「地球温暖化対策推進法」を改正し、同年に「地球温暖化対策計画」を改定、2030年度の温室効果ガス排出量を2013年度比46%の削減を目指すこととなった。さらに2025年2月18日に世界全体での1.5℃目標と総合的で、2050年ネット・ゼロの実現に向けた直線的な経路にある野心的な目標として、2035年度、2040年度において、温室効果ガスを2013年度からそれぞれ60%、73%削減することを目指す、新たな「地球温暖化対策計画」が閣議決定されたことを踏まえ、本町は本業務を実施する。
- (2) 本業務は、2050年脱炭素社会の実現を見据え、本町の地域特性を踏まえ、地域課題の解決に繋がるような再生可能エネルギーの導入目標や温室効果ガスの削減目標、施策の方向性を定めるとともに、「地球温暖化対策推進法」に基づく「佐用町地球温暖化防止対策実行計画（区域施策編）」を策定することを目的とする。
- (3) 上記に対応するために、本町の現状や課題、目指すべき将来像に対し、専門的知識と豊富な経験を有した事業者からの提案を受けるために、公募型プロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）による受託候補者を選定することとする。
- (4) 本業務は、環境省補助事業「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業）」を活用して実施することを予定している。

### 4 業務の内容

- (1) 計画準備  
本業務を遂行するにあたり、実施体制、仕様書に基づく作業内容・役割分担、具体的なスケジュールなどを盛り込んだ業務計画書を作成し、発注者の承認を得る。
- (2) 基本的事項及び地域概況の整理  
国内外や兵庫県の動向や計画策定の背景・目的、位置づけ等基本的事項について整理する。
- (3) 町民・事業者の意識調査  
町民（1,500人程度）・事業者（100事業者程度）にアンケート調査実施を想定

- ・依頼文及び調査票の作成は受注者が実施
  - ・依頼文及び調査票の印刷は受注者が実施
  - ・発送用封筒（角2サイズ）、対象者選定（宛名シール作成含む）、返送用封筒（長3サイズ）の準備・手続きは発注者が実施
  - ・封緘作業は受注者が実施
  - ・発送・返送に係る費用は受注者が負担
  - ・発注者宛に回収するが、受注者は回収した調査票の受取、集計・分析の実施
- (4) 温室効果ガス排出量の現状分析と将来推計  
本町の2013年度及び直近年度における温室効果ガス排出状況分析と将来推計を行う。
- (5) 再生可能エネルギー導入ポテンシャル調査  
再生可能エネルギー種別に現実的に導入可能なポテンシャルを調査・分析する。
- (6) 再生可能エネルギー導入目標及び温室効果ガス削減目標の検討  
本町の温室効果ガス排出量の将来予測及び再生可能エネルギー導入ポテンシャル調査結果を踏まえ、2050年の温室効果ガス排出実質ゼロに向けた再生可能エネルギー導入量及び導入目標を検討する。
- (7) 温室効果ガス排出削減に資する取組施策の検討  
本町の温室効果ガス排出削減目標と照合し、温室効果ガス排出削減施策（脱炭素施策）を検討する。
- (8) PDCAサイクル推進及び脱炭素ロードマップの作成  
前条の取組施策を推進していくための実施体制を構築するとともに、実効性の高い新たな視点を持ったPDCAサイクルを提案する。
- (9) 「佐用町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」素案の作成  
これまでの調査・検討結果を踏まえた施策内容をとりまとめるとともに、「佐用町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」素案を作成する。
- (10) 「（仮称）佐用町地球温暖化対策実行計画検討委員会」の開催支援（3回）  
佐用町の地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を策定するにあたり、「（仮称）佐用町地球温暖化対策実行計画検討委員会」を全3回開催する。
- (11) 打合せ協議（議事録作成含む全4回以上）

## 5 報告書類等

- (1) 報告書類については、意味不明、不完全または曖昧な表現を記述しないように留意し、専門的または特殊な法律・技術用語に関しては用語解説または注釈を付記すること。
- (2) 納入後、本町において実施する成果品検査の結果、本仕様書記載の内容と異なるまたは不足する場合には、受注者の責任において関連する項目を精査し、当該箇所の修正または追加を行うこと。
- (3) 本業務の報告書類等の成果品の一部または全部をホームページに掲載することがあるため、

受注者は、留意して成果品を作成すること。成果品は、以下のとおりとする。

- |  |    |
|--|----|
| ① 業務報告書  | 2部 |
| ② 佐用町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）<br>冊子（A4版 全頁カラー印刷 デザインレイアウト含む）       | 2部 |
| ③ 佐用町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）概要版<br>冊子（A4版 8頁 全頁カラー印刷 デザインレイアウト含む） | 2部 |
| ④ 佐用町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）参考資料<br>冊子（A4版 全頁カラー印刷 デザインレイアウト含む）   | 2部 |
| ⑤ 検討委員会及び打合せ議事録  | 2部 |
| ⑥ 上記データを格納した電子データ（CD-R）                                      | 1部 |

※電子データの形式は、本町と協議の上、決定することとし、必ずウイルスチェックを行うこと。

## 6 注意事項

- (1) 本業務は、環境省が実施する「地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業」を活用して実施する予定のため、当該補助金の公募要領等により、業務の意図及び目的を十分に理解して、業務の遂行に努めること。
- (2) 受注者は、業務の詳細について常に発注者と連絡をとり、十分な打合せをして、業務の目的を達成しなければならない。
- (3) 受注者は、本仕様書の内容及び本仕様書に定めのない事項について疑義があるときは、速やかに発注者と協議の上、発注者の意図を十分に理解し、業務を遂行するものとする。
- (4) 受注者は、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。業務終了後においても同様とする。
- (5) 本業務により得られた成果品及び資料、情報等は、発注者の許可なく他に公表、貸与、使用、複写、漏えいしてはならない。
- (6) 業務完了後に、受注者の責任に帰すべき理由による成果物の不良箇所があった場合は、受注者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受注者の負担とする。
- (7) 成果品の管理及び権利の帰属は、全て発注者のものとし、発注者が承諾した場合を除き、受注者は成果品を公表してはならない。